

桑名市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項から第4項までの規定により、桑名市指定金融機関、桑名市指定代理金融機関及び桑名市収納代理金融機関を次のとおり指定し、地方自治法施行令168条第8項の規定により告示する。

令和8年4月14日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 指定金融機関

指定金融機関名	摘要	指定期間
株式会社大垣共立銀行	支払の事務については、桑名支店	令和8年6月1日から 令和10年5月31日まで

2 指定代理金融機関

指定代理金融機関名	摘要	指定期間
株式会社百五銀行	支払の事務の一部については、桑名支店	令和8年6月1日から 令和10年5月31日まで

3 収納代理金融機関

収納代理金融機関名
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三十三銀行
株式会社あいち銀行
株式会社十六銀行
株式会社ゆうちょ銀行
桑名三重信用金庫
東海労働金庫
三重北農業協同組合
東日本信用漁業協同組合連合会

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和8年6月1日から施行する。
（令和6年桑名市告示第178号の廃止）
- 令和6年桑名市告示第178号は、廃止する。